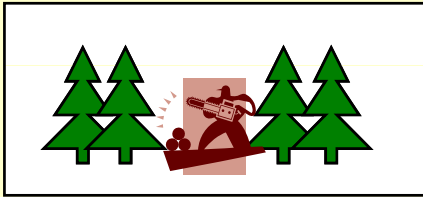


対象となるプロジェクトの種類

(1) 森林経営プロジェクト

① 間伐促進型：京都議定書の吸収量(3.8%)確保を目指し、間伐の集中的な推進が目的



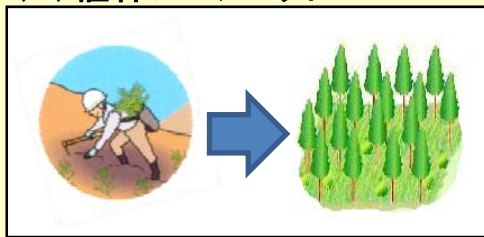
- ・森林法での森林計画対象の森林
- ・**2007年度以降に間伐を行った面積が対象**
- ・間伐率等は森林計画に適合していること
- ・対象地で主伐・土地転用を行うとクレジットは発行されない

② 持続可能な森林経営促進型：継続的な森林施業による長期的なCO2吸収量の確保が目的



- ・森林法での森林計画対象の森林
- ・**1990年度以降に間伐・主伐・植栽を行った面積が対象**
- ・対象地で行われる主伐を含む施業が森林計画に適合していること
- ・クレジット発行対象期間内に間伐及び主伐を行うこと
- ・対象地で主伐を行うと伐採量に応じてCO2が排出されたとみなす
- ・対象地で土地転用を行うとクレジットは発行されない

(2) 植林プロジェクト

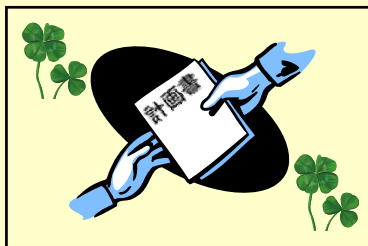


- ・2008年4月1日に森林法での森林計画対象でなく、かつ京都議定書上の森林の定義を満たしていなかった森林
- ・**2008年度以降に植林を行った面積が対象**
- ・森林法での森林計画対象に編入されるための措置を講じていること

CO2吸収量の永続性の担保に資する措置

○森林経営プロジェクトでは、以下の3つの条件のいずれかを満たす必要があります。

① 森林法の森林施業計画



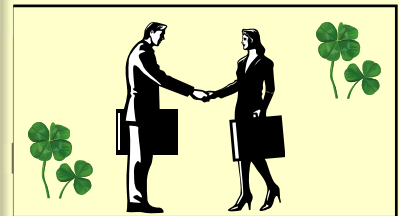
- ・森林法に基づいて市町村等により認定された計画
- ・5年ごとに計画を更新
- ・伐採・造林の届出書を提出

② 森林認証制度



- ・第三者認証機関によって持続的な森林経営を認証
- ・毎年の審査と継続的な認証の更新
- ・森林伐採後の確実な更新を担保していることが条件

③ 都道府県等の「企業の森づくり」制度(+①or②)



- ・都道府県等によって認証された森林所有者と企業との森林保全協定
- ・森林施業計画や森林認証によって持続的な施業を担保

○CO2吸収量の永続性を担保するため、クレジット発行対象期間終了後10年が経過するまで以下の措置をとります。

- ・発行されるクレジットの3%をバッファとして制度管理者側で管理し、当該クレジットのうちの一量を本制度の事務局を務める気候変動対策認証センターが毎年無効化することにより、自然撈乱及び土地転用等に伴うCO2吸収効果消失分を補填する。
- ・不適切な主伐や土地転用により吸収量が失われたときの対応を別途定める約款に基づき講じます。